

# 令和4年6月分から 児童手当制度が一部変更になります

## (1) 現況届の省略について

**毎年6月に提出していた現況届が不要になります。**

※以下の条件に該当する方は現況届の提出が必要です。

- 配偶者からの暴力等により、横手市以外の市区町村に住民票がある方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居している方
- お子さんと別居している方
- その他、横手市から提出の案内があった方

## (2) 必要な手続きについて

以下の条件に該当するときは、届出が必要になります。

- 児童を養育しなくなったとき
- 出生や婚姻などにより、養育する児童が増えたとき
- 受給者や配偶者、児童が他の市区町村や海外へ転出するとき
- 別居中の配偶者や児童の住所が変わったとき
- 婚姻や離婚（離婚協議中を含む）などにより、児童の養育状況に変更があったとき
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- 児童が施設に入所したとき
- 児童が施設から退所したとき

お問い合わせ

横手市役所 子育て支援課 児童家庭係 0182-35-2133

裏面もご確認ください。

# (3) 所得制限について



**児童手当・特例給付は、児童を養育している方のうち、所得の高い方に支給します。**

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※ 扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限りません。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

## ● 所得が①未満の場合

⇒**児童手当を支給します。**

「第3子」とは、高校卒業までの児童のうち3番目以降の児童のことです。

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

例1) 高校3年生、中学3年生、小学6年生の児童を養育している

小学6年生の児童が第3子となり、支給額は10,000円+15,000円=25,000円

例2) 大学1年生、中学3年生、小学6年生の児童を養育している

小学6年生の児童が第2子となり、支給額は10,000円+10,000円=20,000円

## ● 所得が①以上②未満の場合

⇒**特例給付を支給します。**

児童1人当たりの月額は一律5,000円です。

## ● 所得が②以上の場合

⇒**令和4年6月分より児童手当・特例給付は支給されません。**

所得が②を下回った場合は、改めて認定請求書を提出していただく必要があります。